

令和５年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び同法第２２条第１項の規定により、９月定例議会において、令和５年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を報告しました。本町において、これらの比率は国が示す健全化基準を下回っており、良好です。

令和５年度決算に基づく健全化判断比率の状況

項 目	比 率	早期健全化基準	備 考
実質赤字比率	－ %	14.46 %	
連結実質赤字比率	－ %	19.46 %	
実質公債費比率	△ 0.6 %	25.0 %	
将来負担比率	－ %	350.0 %	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため「－%」で表示

※将来負担比率は将来負担額よりも充当可能財源等が上回ったため「－%」で表示

令和５年度決算に基づく資金不足比率の状況

項 目	会 計 名	比 率	経営健全化基準
資金不足比率	簡易水道事業特別会計	－ %	20.0%
	農業集落排水事業等特別会計	－ %	
	下水道事業特別会計	－ %	
	下部奥の湯温泉事業特別会計	－ %	

※資金不足比率については、全ての会計において資金不足が生じていないため「－%」で表示